青山地区 市政懇談会資料 (意見交換)

日時:令和7年10月26日

午後6時~

場所:青山公民館

市政懇談会出席者一覧

役職	氏 名
市長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副市長	いし だ ひろし 石 田 寛
副市長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	^{おお} きた ゆ み 大 北 由 美
総合政策部長	あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗
総務部長	ふじ わら けん じ 藤 原 健 二
市民生活部長	くだ まつ とし き 降 松 俊 基
健康福祉部長	やましろちりまき山城・千明
産業振興部長	あら いけ よう じ 荒 池 洋 至
都市整備部長	とも さだ ひさし 友 定 久
上下水道部長	にしき のぼる <mark>錦 昇</mark>
議会事務局長	こう もり のぶ あき 公 森 伸 明
消防長	だい とう しげ よし 大 東 成 吉
教育総務部長	もり た ま き 森 田 眞 規
教育振興部長	やま ぐち まさ あき 山 口 正 明

地区からの意見・提言(意見交換)

青山地区

	意見・提言の内容	回答者
1	道路陥没について	上下水道部長 都市整備部長
2	災害時の避難所運営に関する情報提供と体制整備の要望 について	総合政策部長
3	交通弱者に対する交通網の整備について	都市整備部長
4	防犯灯について	市民生活部長

市政懇談会 回答

地区名	青山地区	
意見・提言等	1	道路陥没について(青山3丁目)

(内容)

- ① 過去の陥没等の発生時における調査はどのように行われたのか
- ② その根本的な原因究明と改修処置の妥当性について
- ③ 陥没発生後の経過調査等の実施状況について
- ④ 地区内における陥没発生のリスク調査等の検討もしくは実施状況 について

現在取り組まれている課題への対策状況や今後の見通しを含め三木市の見解をお聞かせしたい。

回答 (担当課)上下水道部 下水道課 和市整備部 道路河川課

現在、ほとんどの道路がアスファルトにて舗装されており、その下の状況が目視確認できないことにより発見が遅れ道路の陥没につながる危険性があります。

大きな陥没については、下水道管等から土砂の吸出しにより空洞が 大きくなり、最悪の場合、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道 路陥没事故につながります。

管路については、令和7年3月に占用者による管内部からの目視点 検等を実施しており、現在、当該箇所においても異常の報告はありま せん。

市道の道路管理については、令和元年度に幹線道路における路面の 状況を確認するための路面性状調査を実施し、その結果を基に計画的 な維持管理を行っており、路面下の空洞調査については、平成26年 度に市内の幹線道路について実施しております。調査した箇所につい て、新たに土の吸出し等がない場合は空洞が発生する可能性が低いた め全体的な調査は実施しておりません。

三木市においては、調査実施以降にニュース報道のような大きな陥 没は発生しておりません。昨年6月に下水道の吸出しが原因と思われ る陥没が1件発生しましたが、早期発見ができたため、大きな被害は でておりません。

市道緑が丘志染線についても路面性状および空洞調査を実施しており、その時点で異常等の報告は受けておりません。

部分的な路面のへこみについては、路面下の土の圧密沈下等による場合が多く直ちに陥没にいたるものとは考えにくいため、アスファルト舗装の充填等の対応を実施しております。その後、日々のパトロールの中で確認し、変状のある場合や交通への影響が考えられる場合等については、アスファルト舗装をめくり、路盤下について目視確認し、異常の有無を確認したうえで、舗装復旧を実施しております。

青山地区においても発生した路面のへこみについて、陥没に至るケースではないと思われることから、舗装をめくって、目視確認の上、アスファルト舗装の復旧をしております。

しかしながら、青山地区の占用管は整備から30年以上が経過して おり、老朽化も進んでいることから、今後も定期的な点検、修繕を実 施し安全・安心に努めてまいります。

早期に発見し対応することが大きな事故につながることを未然に防止することでありますので、(市においてもパトロール等を実施しておりますが)路面のへこみや穴などを確認された場合はご連絡を頂けましたら、現地確認をして対応してまいりますのでよろしくお願いします。

路面性状調査とは、管理道路の維持修繕および維持管理の基礎資料を取得するための調査で、車載カメラや現地踏査等により、道路路面のひび割れ、わだち掘れ、縦断の凸凹を測定する調査(調査延長約96km)

空洞調査とは、路面下空洞探査車によりレーダーを用いて路面下の探査深度1.5m程度までを空洞の探査をする調査 (調査延長約36km)。データの結果を基に空洞等の恐れがある箇所については、掘削等により現地確認を実施する。

市政懇談会 回答

《宝時の遊離が運得に関す	青山地区	
意見・提言等 2 制整備の要望について(青	る情報提供と体	

(内容)

三木市では、災害時の一次避難所として各自治会集会所を活用し、 自治会がその管理を行っています。また、青山地区6丁目では、約 500 世帯が3か所の指定避難所(二次避難所)に分けて割り当てら れています。しかし、各指定避難所において、防災備品の保管状況 や配置、建物内の部屋の使い方など、具体的な情報が住民にはほと んど共有されておらず、いざという時に適切に対応できるかどうか、 大きな不安があります。

また、自治会では毎年災害時の役割分担を決めていますが、実際の災害では想定外の状況も多く、マニュアル通りに動けない可能性もあります。そのため、自治会主導のもと臨機応変に対応する必要がありますが、その際にどこまでの範囲で自治会が指導・管理できるのか、市としての権限の整理や明確な位置づけも必要です。

さらに、各指定避難所の部屋の見取り図や、防災備品の種類・数量・保管場所についての詳細な情報は、市から自治会や住民へ明確に示されておらず、実際にどの部屋をどの用途で使うべきかも分からない状況です。例えば、高齢者や要配慮者のスペース、女性や子ども用の部屋、物資の仕分けや受付場所など、具体的な運用方法が事前に共有されていれば、混乱を防ぐことができると考えます。

災害時において住民の安全を守るためには、平常時からの備えが何より大切です。市として、各避難所ごとの部屋の配置図、防災備品の管理状況、避難所運営に関する基本的なルールや自治会の指導権限について、わかりやすく住民に示していただきたいと考えます。これらの情報をもとに自治会でも訓練や役割確認を行い、地域全体で安心して災害に備えられるよう、ご配慮とご支援をお願い申し上げます。

□ 答 │ (担当課) 総合政策部 危機管理課

現在、三木市では、従前の「1次避難所」「2次避難所」という呼び方を改め、実際の運用に沿った全国共通の「指定緊急避難場所」「指定避難所」という名称に統一するようにしています。

旧の1次避難所である「指定緊急避難場所」については、青山地区の場合、各丁目集会所及び隣接公園が指定されており、地震などの大規模な災害が発生した時に、一時的に避難し自主防災組織内で安否確認などを行う場所としています。

そして、旧の2次避難所である「指定避難所」は、自宅に戻ることができずに避難生活を過ごす施設となり、青山地区においては、緑が丘東小学校、青山公民館、県立三木北高等学校が指定されています。

災害発生時における避難住民の安全を確保するためには、平常時から避難所開設にかかる準備が不可欠です。具体的には、各指定避難所の部屋の使用用途、備蓄品の数量や種類、保管場所について、施設管理者及び避難所指定要員とともに毎年現地確認を実施し、情報を更新する体制を構築しています。これらの情報は「避難所開設要領」に記載しておりますので、今後は自治会とも共有を図れるような仕組みを検討してまいります。

また、避難所運営に関する基本的なルールや自治会・自主防災組織の役割についても、令和5年3月に「三木市避難所運営マニュアル」を作成し、市のホームページ等で周知させていただいているところです。そのマニュアルには、避難者の受け入れ、避難所運営組織(班体制)の見本、避難所運営の流れ、避難所生活上のルールづくりに関する留意点などを示しています。

発災後初期においては、市職員である避難所指定要員が各指定避 難所に配置され、避難所の開設及び運営業務を行いますが、避難生 活が長期間に及ぶ場合は、地域住民(自主防災組織)の皆様が主体 となってその運営業務をバトンタッチすることを想定しています。

引き続き、その役割や業務分担について一層の共通理解が図れますよう、避難所運営マニュアルを活用した地域の防災訓練や自主防災組織への研修などを通じて、安全で円滑な避難所運営を目指してまいります。

また、ご指摘のとおり、実際の災害時においては、想定外の状況も多く、マニュアル通りに動けない可能性も考えられます。そのよ

うな場合に備え、避難所の開設・運営をカードゲーム形式で疑似体験する「HUG訓練(避難所運営ゲーム)」は、災害時の混沌とした避難所の様子をイメージするには有効な手段であると考えています。今後は、このような訓練なども地域や自治会に積極的に取り入れてもらえるような働き掛けを行い、地域住民一人ひとりの防災意識の醸成に繋げてまいります。

市政懇談会 回答

地区名	青山地区	
意見・提言等	3	交通弱者に対する交通網の整備について (地区連合老人会)

(内容)

青山地区も高齢化が進み、免許返納などで移動手段に制約がある住民がこの数年で一気に増えました。

特に 1 丁目の住民はバスでイオンには行けたとしても買い物を して帰る時間にはバスが無いなど非常に不憫になっている現状が あります。

タクシーはそもそもの台数が少なく、経済的な負担も大きい事から活用されていない状況にあります。

バスが運行されていてもニーズに合った運行がされていなければそれは住民にとってそれは何らメリットではありません。

『利便性が良くないから乗らない→乗客減→運営費を考え減便』 これでは悪循環でしかないと考えます。

運行時間も学生や勤労者はほぼ使えない時間帯のみの運行と言う 事もあり乗客減は改善する余地は無いと思います。

詳しい説明がまだ住民には無いので中身が見えていませんが今後、青山7丁目の交流拠点となる施設がオープンする事を考えても車や自転車に乗れる人だけが利用できる施設では本当の意味での「拠点」とは言い難くなる事が予想されますので是非、これから先、もっと高齢化が進むことが見えている地域の交通弱者の移動手段を街の有識者の意見も盛り込みながら本気で考えて欲しいと思います。

回答 (担当課)都市整備部 交通政策課

人口減少に伴う利用者の減少及び運転手不足等により、バス事業者からバスの増便や新たなバス路線の構築は困難な状況であると聞いており、まずは既存のバス路線をご活用いただきたいと考えています。

例えば、御意見でいただいた青山1丁目とイオン三木青山店の間の移動等で御利用いただける青山・緑が丘循環ルート(51・52系統)の場合、イオン三木青山店付近のバス停は3箇所あり、「センター前」バス停、イオン三木青山店本館すぐ南側にある「センタ

一東」バス停、イオン三木青山店食料館すぐ南側にある「センター西」バス停です。「センター前」バス停から 9 時台、10 時台、13 時台、15 時台に各 1 便、「センター西」及び「センター東」バス停から 11 時台、14 時台に各 1 便、合わせると 9 時台から 15 時台まで概ね 1 時間に 1 本の間隔で走っています。

また、通学や通勤で利用できる時間帯のバスについては、青山1 丁目から約1kmの場所にある「緑が丘公民館前」バス停まで移動 いただくと、朝の6時台、7時台に緑が丘駅方面のほか、西神中央 駅方面、三宮方面行きのバスなども御利用いただけます。

当市も地域への出前講座等により、既存の公共交通網について の周知に努めてまいりますので、皆さまにはぜひ公共交通を御利 用いただき、路線の確保維持につなげていただきたいと思います。 続いて、青山7丁目への移動手段については、今後必要に応じて バス事業者等と調整を進めてまいります。

なお、市では年に数回、有識者や交通事業者、各地区の住民代表の方などと地域公共交通について協議や意見交換を行う地域公共 交通検討協議会を開催しておりますので、引き続き意見交換等を しながら公共交通網の確立に努めてまいります。

市政懇談会 叵	答	
地区名	青山地区	<u> </u>
意見・提言等	4	防犯灯について (青山3丁目)

(内容)

防犯灯費用負担について、1 基につき 12,000 円は安価にする検討が 必要と考えます。

約20年前に青山地区では、防犯灯を数年にかけて設置しました。当時は設置費用補助の制度もあり、青山3丁目だけで130基以上設置しております。

照明機器が LED 化となり、蛍光灯から LED への取替えも行いました。

照明の機器取替えは、これから増加することや支柱についても錆び 等による劣化に伴う改修も必要となります。

何卒、名案となるご回答をお願いいたします。

回答 (担当課)市民生活部 生活安全課

三木市では夜間における防犯対策として、防犯灯設置及び維持管理要綱に基づき、防犯灯にかかる電気代は市が全額負担し、防犯灯にかかる設置費用については、市および自治会がそれぞれ下表のとおり負担しています。

また、市では毎年見積合わせを行い設置単価等及び地元負担金を 決定していますが、今般の材料費や人件費の高騰等により、設置単 価等も年々上昇しつつあり、それに伴い地元負担金も上昇しており ます。

LED防犯灯への取替え費用の一部補助を始めた平成23年度から14年が経過し、また、LED防犯灯の平均寿命が10年とのことですので、器具の更新や支柱の修繕が必要となる時期かと思います。

そのような中ではございますが、これまでどおり市と自治会とが 役割分担をし、安全・安心なまちづくりを進めて参りたいと思いま すので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【表:令和7年度防犯灯1灯あたり設置費用の負担金額】

	市負担額	自治会負担額	合計金額
関西電力柱に	25,960 円	12,000円	37,960 円
設置の場合	(2/3)	(1/3)	
NTT柱に	26, 290 円	13,000円	39, 290 円
設置の場合	(2/3)	(1/3)	
蛍光灯から	6,800円	13,000 円	19,800円
LED灯へ	(1/3)	(2/3)	
LED灯から	5, 200 円	12,000円	17, 200 円
LED灯へ	(1/4)	(3/4)	
	設置の場合 NTT柱に 設置の場合 蛍光灯から LED灯へ LED灯から	関西電力柱に 設置の場合 NTT柱に 設置の場合 (2/3) NTT柱に 設置の場合 (2/3) 蛍光灯から LED灯へ (1/3) LED灯から 5,200円	関西電力柱に 25,960 円 12,000 円 設置の場合 (2/3) (1/3) NTT柱に 26,290 円 13,000 円 設置の場合 (2/3) (1/3) 蛍光灯から 6,800 円 13,000 円 LED灯へ (1/3) (2/3) LED灯から 5,200 円 12,000 円

< x + Z	